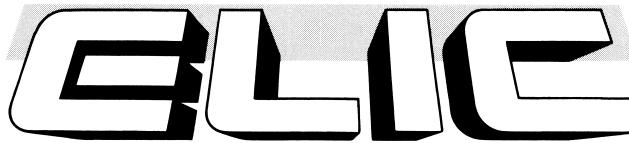


電機労働者懇談会

発行者ELIC編集委員会 谷口利男
108-0073 東京都港区三田3-2-20
TEL(03)3455-6006 Fax3451-3595
郵便振替00130-3-358078ELIC編集委員会

Electric Labor and Industry Correspondence



2012年8月10日

No 296

1部100円

NECの退職強要を厚労省に告発

7月27日、厚生労働省の地方課と労働基準監督課への要請の場を設定し、日本共産党参議院議員田村智子事務所にて大槻秘書の進行で行なわれました。

NECのリストラでは、1万人対象の退職勧奨及び退職強要が行なわれ、過去の最高裁判例である下関商業高校事件は現在も効力はあるのか?に対して厚労省は、現在も判例として効力はあると答弁した。よって今回のNECの退職勧奨は本人の意思を無視したもので退職強要となり、何度も繰り返し同じことを問いただす面接、NECの場合最高11回にもなる面談は明らかに退職強要であり人権侵害となり損害賠償義務のある行為である。にもかかわらず厚労省は何も各関係機関にこの違法性を指導していないことに問題がある。今すぐに調査をして最高裁判例に基づく違法行為を辞めさせるよう企業に指導すべきではないかと求めました。

具体例として「関西でうつ病の社員を駅の喫茶店に呼び出し施策を説明した後も自宅に5回も電話で退職を強要している」「妊娠を会社に呼びつけ施策の説明をして退職強要をする」「履歴書、職務経歴書を提出させ業務として他の会社に出向させようとする」「退職をしないと言うと職務を変更し過去の交通費まで調べ上げ不法請求だと始末書を提出させる」「転進支援を断ると社内の営業へ行ってもらうと畠違いの職務を命じ退職を迫る」「労基署の助言窓口へパワハラ相談申請をしたことで面接はなくなったが、いじめは終わっていない」「6回の面接で労基署へ申告書を提出したが労基法には該当しないと断られたが、過去にうつ病で休業を取得していることもあり次長が本社人事部長



に面談してくれ慎重に対応をするよう要請をしてくれた。その後本人が人事部へ要請に行き面談を辞めるよう訴えた。7回目の面談日程が示されたが労基署へ行くことで休暇を取得、その後は何も言わなくなった」

これらの具体例を厚労省の担当者が聞き関連する労基署及び労働局の実態を調査することと大槻秘書からの判例による指導についても検討することを約束して要請は終了しました。

最高裁判例：
昭和55年7月
10日第1小法廷退職勧奨下関商業高校事件。

今月号の紙面

- ①NECの退職強要を厚労省に告発
- ②さよなら原発10万人集会参加 ラピスセミの構造改革に宣伝行動
- ③NECの違法な退職強要と闘う ルネサスの工場閉鎖と早期退職
- ④沖データ派遣法違反争議が和解
- ⑤NEC重層偽装請負訴訟が結審 三菱京都と沖電気の役選結果
- ⑥私の自慢「原発ゼロ」酒井さん
- ⑦電機情報ユニオン、青年コーナー
- ⑧掲示板、第25回総会の案内
NECセミの出版、集積回路